二　国の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（前号に掲げる者を除く。）であって、次のいずれにも該当するもの（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。以下この条において「一般廃棄物収集等一次受託者」という。）

イ　次に掲げる事項を記載した書面を国に提出し、当該一般廃棄物収集等一次受託者が受託業務を委託することについてあらかじめ国の書面による承諾を受けていること。国に提出した書面に記載した事項に変更が生じたときも、同様とする。

(1)・(2)　（略）

(3)　当該者が次に掲げる基準に適合する者であること。

(イ)　（略）

(ロ)　法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

(ハ)　（略）

ロ～ホ　（略）

三　（略）

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令の一部改正）

第七条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令（平成二十九年環境省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
1　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（第九号において「改正令」という。）附則第二条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書を提出して行うものとする。	1　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（第九号において「改正令」という。）附則第二条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書を提出して行うものとする。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　改正令附則第二条第一項の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者（以下「設置者」という。）が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員（法第七条第五項第四号ホに規定する役員をいう。以下同じ。）の氏名及び住所	十　改正令附則第二条第一項の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者（以下「設置者」という。）が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員（法第七条第五項第四号ニに規定する役員をいう。以下同じ。）の氏名及び住所
十一～十三　（略）	十一～十三　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）

附　則

この省令は、令和元年十二月十四日から施行する。